

罹災証明 住家被害判定シート（風害）

住家被害について、次のとおり自己判定をしたので、市から交付される罹災証明書については、罹災程度を「一部損壊（10%未満）」として証明されることに同意します。

申請者	住所	罹災証明請求書と同じ
(判定者)	氏名	
罹災状況	罹災届の罹災場所、罹災年月日、原因及び添付写真のとおり	

【罹災程度の自己判定】 令和 年 月 日

☐ 次のいずれの損害も生じておらず、住家内への浸水の被害がない。 ⇨ 損害割合 10%未満

（判定を行った場合、上記□欄にレ点を記入してください。）

部位	損傷内容
屋根	・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥離が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	・仕上材が脱落している。 ・釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。

※ 提出書類の内容により、別途、調査員による認定調査を実施する場合があります。